

平成27年度 第1回 加古川市都市計画審議会

議 事 録
(ホームページ掲載用)

平成27年7月14日開催

議 題

1 事前説明

(1) 事前説明第1号

東播都市計画道路の変更について（加古川駅南線：兵庫県決定）
（都市計画法第15条の2第1項に基づく案の申し出）

(2) 事前説明第2号

東播都市計画道路の変更について（間形坂元線外5路線：加古川市決定）

2 報 告

(1) 報告第1号

東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）について（兵庫県決定）

(2) 報告第2号

東播都市計画都市再開発の方針の変更（案）について
（都市計画法第15条の2第1項に基づく案の申し出）

(3) 報告第3号

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（案）について
（都市計画法第15条の2第1項に基づく案の申し出）

(4) 報告第4号

東播都市計画防災街区整備方針の変更（案）について
（都市計画法第15条の2第1項に基づく案の申し出）

(5) 報告第5号

東播都市計画区域区分の変更（案）について
（都市計画法第15条の2第1項に基づく案の申し出）

議 事

別紙議事録のとおり

加古川市都市計画審議会等運営規程第3条第2項の規定により、議事録に署名、押印する。

平成 年 月 日

委員

Ⓜ

委員

Ⓜ

平成27年度 第1回 加古川市都市計画審議会 議事録

開催日時及び場所	平成27年7月14日(火) 午後2時から午後3時30分まで 場所：加古川市役所 議場棟 協議会室		
出席した委員	欠席した委員	出席した事務局及び担当課等の職員	
志賀 咲穂		都市計画部 交通政策担当部長	石原 淳
三輪 康一		都市計画課 課長	村津 雅淑
	栗山 尚子	都市計画課 副課長	一井 正寿
馬田 禎紹		都市計画課 地産計画担当副課長	藤原 秀一
加茂 保明		都市計画課 都市計画係長	島田 英山
渡辺 征爾		都市計画課 都市政策係長	芝本 卓寛
西村 雅文			
建部 正人			
高木 英里			
松崎 雅彦			
代理：姫路河川国道事務所 調査第一課 寺尾課長	奥田 晃久		
代理：加古川土木事務所 まちづくり参事 廣島参事	伊藤 裕文		
大淵 俊彦			
代理：加古川警察署 交通第1課 細川課長	島田 敏行		
出席した幹事		欠席した幹事	
代理：企画部参事	川西 三良	企画部長	田井 真一
代理：総務部次長	高井 正人	総務部長	貴傳名 至 康
地域振興部長	松本 恭明		
建設部長	加藤 克昭		
都市計画部長	山脇 徹		
		傍聴人	

【議事録】

【資料確認及び開会】

司会者：(一井副課長)

皆さんおそろいになりましたので、会議に先立ち、本日の資料の確認をさせていただきます。議案書および参考資料につきましては、先日送付をさせていただいておりますが、資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出ください。

皆様よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから、平成27年度第1回加古川市都市計画審議会を開催させていただきます。本日の司会進行を勤めさせていただきます、都市計画課の一井です。どうぞよろしくお願いいたします。

【会議成立報告等】

司会者：(一井副課長)

先ず、本日の委員の皆様方の出欠状況等についてご報告致します。

委員14名中、代理出席を含め、13名の委員にご出席をいただいております、加古川市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

【委員紹介】

司会者：(一井副課長)

本日は、平成27年度第1回目の審議会ですので、ご出席委員の皆様方を順次、紹介させていただきます。

(以下、名簿順に順次、委員を紹介)

【幹事紹介】

司会者：(一井副課長)

続きまして、幹事につきましても、順次紹介申し上げます。

(以下、名簿順に順次、幹事を紹介)

【事務局紹介】

司会者：(一井副課長)

続きまして、都市計画審議会事務局の紹介をさせていただきます。

(以下、順次、事務局を紹介)

【事務局報告】

司会者：(一井副課長)

議事に先立ちまして、都市計画審議会の情報公開に関し、一点報告をさせていただきます。

これまで、都市計画審議会については、市ホームページにて、開催日時、場所、議案の内容及び審議結果を掲載し、開催の概要を周知しており、審議内容の詳細を知りたい場合は、情報公開条例による開示請求手続きによって会議録を閲覧していただくこととしておりました。また、委員名簿もホームページには掲載しておりません。

しかしながら、より一層、情報公開を進めるため、今年度から、会議の議事録及び委員名簿を市ホームページに掲載したいと考えております。

まず、議事録についてですが、都市計画審議会は、都市計画審議会等運営規程第2条の規定により、会議の公開を原則としており、①個人情報に関する事項を審議する場合、及び、②会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合には、会議を非公開にできるとされているため、事前審議など、公になっていない情報を審議する場合は、非公開としております。

このため、ホームページへの議事録の掲載については、議案毎に区分し、会議を公開とした議

案のみ掲載し、会議を非公開とした議案は、議事録を掲載いたしません。また、発言委員の氏名及びその他個人情報に掲載しない扱いにいたします。

なお、ホームページへの掲載については、議事録の調整後、議事録署名委員のご署名をいただいてから、個人情報に係る部分を除く作業を行い、掲載したいと考えております。

次に、委員名簿については、各委員の住所等の個人情報を除き、氏名、任期、所属等を掲載いたします。なお、近隣他市においても同様の取り扱いがされております。

以上、情報公開の推進に係る議事録及び委員名簿のホームページへの掲載についてご報告させていただきます。

それでは、本日の議事に入ってまいりたいと存じますが、会議進行に際しまして皆様にお断りを申し上げます。

議案の説明には、前面のスクリーンを使用いたしますので、カーテンを閉めたまま進めさせていただきます。

また、議事録の調製に正確を期すため、会議の内容を録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

それでは、以降、議事の進行につきまして、志賀会長よろしくお願いたします。

議事録署名委員の指名

会 長：

審議に入ります前に、加古川市都市計画審議会運営規程第3条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

今回は三輪委員と高木委員にお願いいたします。事務局より本日の議事録をお持ちすると思いますので、その際は、ご確認、ご署名をお願いいたします。

公開の宣言

会 長：

次に、本日の審議会は、「加古川市 都市計画審議会等 運営規程 第2条 第1項」の規定により、事前説明第1号及び第2号については公開としますが、報告第1号から第5号までは、ご報告いただく内容が、今後ご意見等を踏まえて検討を加えていくべき内容ですので非公開といたします。

それでは、傍聴人の入室をお願いします。

(事務局より傍聴人ない旨を報告)

審 議

会 長：

それでは、本日の会議でご審議いただく内容でございますが、議案書の会議次第のとおり、事前説明については、

○東播都市計画道路の変更について（加古川駅南線：兵庫県決定）

○東播都市計画道路の変更について（間形坂元線型外5路線：加古川市決定） の2件、報告については、

○東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）について

○東播都市計画都市再開発の方針の変更（案）について

○東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（案）について

○東播都市計画防災街区整備方針の変更（案）について

○東播都市計画区域区分の変更（案）について

の5件、合計で7件となっております。

委員の皆様には、慎重かつ活発な審議をいただきますようお願いいたします。

○事前説明第1号

会 長：

それでは、早速ですが、「事前説明第1号：東播都市計画道路の変更について（加古川駅南線：

兵庫県決定)」の審議に入りますが、事前説明第1号と「事前説明第2号：東播都市計画道路の変更について（間形坂元線外5路線：加古川市決定）」の2件は、相互に関連していますので、一括して説明を受け、ご意見をお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員：
（異議なしの声）

会長：
それでは事前説明第1号、第2号について、担当課からの説明をお願いします。

【都市計画課による説明】（説明者：村津課長）

それでは、「事前説明第1号：東播都市計画道路の変更について（加古川駅南線：兵庫県決定）（都市計画法第15条の2第1項に基づく案の申し出）」、及び「事前説明第2号：東播都市計画道路の変更について（間形坂元線外5路線：加古川市決定）」についてご説明します。

事前説明第1号の加古川駅南線の変更は兵庫県が定める都市計画として、また、事前説明第2号の間形坂元線外5路線の変更については加古川市が定める都市計画として事務を進めておりますが、これら2議案については、現在、兵庫県主導のもと進められています「第2次都市計画道路網見直し」に伴い、一連の作業により生じた都市計画案の変更であり、互いに関係する案件であることから、2議案について一括で説明させていただきます。

それでは、議案書及び前面スクリーンにて説明させていただきます。

まず、本日の説明内容についてです。本日の説明は、ご覧の「4点」についてご説明します。

それではまず、「これまでの経緯について」ご説明します。前面スクリーンをご覧ください。

都市計画道路網の見直しについては、平成26年6月30日開催、平成26年度第1回都市計画審議会において、都市計画道路網見直しガイドラインに基づく「廃止検討路線」として、その抽出結果を報告し、平成26年10月に公表、11月から平成27年2月にかけて地元説明会を計4回開催し、関係権利者や地域住民を対象とした地元への説明を実施してまいりました。

説明会では、多数のご意見を頂きましたが、都市計画変更案を変更すべき内容ではありませんでしたので、廃止検討路線案を都市計画道路の変更案とし、関係機関協議を経て、この度、都市計画道路の変更案を作成いたしました。

今後、都市計画法に基づく案の縦覧や意見書の受付等、「都市計画手続き」を実施するにあたり、本審議会へ事前説明させて頂くものです。

それでは続きまして、都市計画道路の変更案についてご説明いたします。お手元の議案書をご覧ください。

事前説明第1号：加古川駅南線については、1-3ページが計画書、1-4ページが理由書、1-6ページが総括図、1-7ページから1-9ページが計画図となっております。

続いて、事前説明第2号：間形坂元線外5路線については、2-3ページが計画書、2-4ページが理由書、2-7ページが総括図、2-8ページから2-12ページが計画図となっております。

また、参考資料につきましては、1-1ページが都市計画道路網見直しの概要、2-1ページから2-21ページが都市計画道路網見直しガイドライン、3-1ページに都市計画道路の変更案（位置図）、3-2ページに廃止検討路線（志方地区）となっております。

それでは、議案書の内容について、全面スクリーンによりご説明します。

まず、都市計画道路変更案の概要についてです。

本日、参考資料としてお配りしております、兵庫県策定の都市計画道路網見直しガイドラインに基づき、都市計画道路の必要性を検証した結果、ご覧のとおり7路線、総延長約9.75kmの都市計画道路を「廃止検討路線」として抽出しました。

その後、この7路線のうち加古川地区の「加古川駅南線」・「樋之口線」・「南備後稲屋線」・「間形坂元線」の4路線について、関係権利者及び関係住民を対象とした説明会を計4回開催し、このたび都市計画手続きを進めようとしております。

なお、志方地区の「原投松線」・「若宮細工所線」・「東町中央線」については、関連する事業の進捗に応じて説明会を開催し都市計画手続きを進める予定です。

なお、この4路線の廃止に伴うものとして、「平野西河原線」・「区画1号線」・「区画2号線」の一部区域の変更が必要となったため、本日の案件は、兵庫県決定として「加古川駅南線」、加古川市決定として「間形坂元線ほか5路線」となっております。

それでは、この都市計画道路の変更案について、1路線ずつご説明します。

まず、加古川駅南線についてご説明します。

加古川駅南線は、昭和39年、JR加古川駅へのアクセス路線として加古川町溝之口から加古川町栗津までの区間が決定され、その後、昭和49年にルート変更と合わせて尾上町今福まで延伸されました。

このうち、駅南広場から別府港加古川停車場線までが整備されております。

今回、都市計画道路の変更案として挙げています区間を、少し詳しくご説明しますと、廃止区間は、ご覧の国道2号線から「栗津神社」を通り、平野西河原線と交差後、加古川中央線沿いにあります「キリン堂」をかすめ、最終、明姫幹線の「今福の交差点」を結ぶ、延長約1.5キロの区間です。

加古川駅南線の決定経緯ですが、ご覧のように、市内の幹線道路である明姫幹線から、本市の都心であります「JR加古川駅」へのアクセス路線として、また、沿道の市街地形成を目的に決定されました。

加古川駅南線は当初決定から約50年経過しておりますが、その間には、4車線の幹線道路である「加古川別府港線」や、県道「別府港加古川停車場線」などの幹線道路が整備されており、これらの道路にて、本線の決定目的である「JR加古川駅へのアクセス機能」については確保できていると考えられます。

また、加古川駅南線を廃止した場合における、将来の交通量についても、ご覧のような台数となり、現存の道路で十分対処できる交通量となっております。

さらに、もう一つの決定目的である、「市街地形成機能」についても、現在、路線沿線では既に住宅地が形成されており、都市計画道路を骨格としない形で、市街地が形成されています。

以上のように、交通を処理する機能は並行する道路で対応可能であり、また市街地形成機能についても、概ね確保されていますので、この都市計画道路の必要性が低くなっていることにより、今回廃止すべき路線であると考えています。

この、加古川駅南線の廃止に伴い、平野西河原線との交差点の処理として、平野西河原線の一部区域の追加を行います。

続きまして、「間形坂元線」についてご説明します。

「間形坂元線」は平成2年、山陽本線の連続立体交差事業に伴い、加古川町溝之口から加古川町平野までの間が決定されました。

「間形坂元線」の区間を、少し詳しくご説明いたしますと、ご覧の図のように、「溝之口交差点」から「みのりヶ丘保育園」の南側を通り、「みのりヶ丘保育園」を過ぎた時点から90°カーブして「JR山陽本線」に直角交差し、そして、「別府川」に平行して南下し、最終的には国道2号線沿いの「日産自動車」までを結ぶ、延長約910mの区間となります。

この「間形坂元線」の決定目的としましては、平成2年、JR山陽本線の連続立体交差事業に伴い、自動車交通の円滑化と市街地の活性化を目的に決定されました。

この航空写真は、昭和60年（決定の2年前）の航空写真ですが、ご覧のように、まだまだ田畑が残っている状況でした。

当初決定から約24年経過している訳ですが、その間に当該地区では、4車線の幹線道路「平野神野線」や、JR山陽本線の高架化に伴い、「高架下側道」が整備され、さらには、南北の主要な高規格幹線道路である「東播磨道」が整備され、それに伴い側道も整備されました。

間形坂元線を廃止した場合における将来交通量については、ご覧のような台数となる予測となっており、これらの道路にて十分処理が可能な交通量となっております。

次に、市街地形成機能についてですが、この写真は、平成25年の航空写真です。

先ほどの航空写真と比べますと、この地区の市街化が進んでいることが分かり、都市計画道路を骨格としない形で市街地形成が進んでいます。

以上のように交通を処理する機能や、市街地形成機能については、概ね確保されていますので、

この都市計画道路の整備の必要性が低くなったことにより、今回廃止すべき路線であると考えています。

なお、間形坂元線の廃止に伴い、区画1号線及び区画2号線との交差点部の処理として、区画1号線及び区画2号線の一部区間（隅切部）の廃止を行います。

続きまして、「南備後稲屋線」についてご説明します。

南備後稲屋線は、昭和49年、尾上町今福から加古川町稲屋までの間が決定されました。車線数は2車線、代表幅員12mで計画されている道路です。

区間について、少し詳しくご説明しますと、4車線の幹線道路、加古川別府港線沿いの「大西ジム」を始点とし、JR山陽新幹線に平行して、住宅地を貫き、泊川を越えた辺りから90°カーブしまして、明姫幹線の「稲屋交差点」に突き当たる延長約1.46キロの区間です。

この南備後稲屋線の決定経緯についてですが、南備後稲屋線は昭和49年、主に路線沿線の市街地形成を目的に決定されました。

この航空写真は、決定当時、昭和50年の航空写真ですが、沿線周辺では、ほとんど住宅はなく、まとまった農地が広がっており、これら農地の市街地形成を主目的としていました。

南備後稲屋線は、当初決定から約40年経過しており、その間には、路線沿線では民間開発等により、大部分において、都市計画道路を骨格としない市街地が形成されていることや、仮に、南備後稲屋線を廃止した場合、周辺道路の加古川別府港線・JR山陽新幹線側道の将来交通量はご覧のような交通量となり、現存する道路にて十分対処が可能な交通量であることから、路線の必要性が低くなっており、廃止すべきと考えています。

続いて、「樋之口線」についてご説明します。

樋之口線は昭和29年、加古川町本町から加古川町稲屋までの間が決定されました。車線数は2車線、代表幅員は12mの道路として計画されています。

区間を、少し詳しくご説明しますと、国道2号線を起点として、「称名寺」そして、「加古川西高校」を通過し、西行一方通行の「ローソン」を経て、鳩里保育園、泊神社を通過し、最終的には加古川中央線まで突き当たる、延長約940mの区間です。

ご覧のように、樋之口線は「約6m程度の幅員がある現道」を、倍の12mの道路に拡幅する計画となっています。

この樋之口線の決定経緯ですが、昭和29年、JR加古川駅を中心とした都市計画道路網の一部として、主に都心部の市街地の進展に寄与する道路として決定されました。

しかしながら、樋之口線は当初決定から約60年が経過しており、その間に路線沿線では現道を軸とした市街地が形成され、また交通機能についても並行する路線により処理が可能であることから、樋之口線の必要性が低下しているため、廃止すべきと考えております。

以上、4路線の都市計画道路の変更案について、一路線ずつ、ご説明させて頂きましたが、本市としましては、必要性が低くなっているこの4路線を、廃止すべく事務を進めているところです。

それでは続きまして、③説明会での意見の要旨と本市の考え方についてご説明します。

まず、説明会の開催概要です。説明会は、廃止路線の関係権利者や地域住民を対象に、平成26年11月から平成27年2月にかけて計4回の説明会を開催し、延べ66名の方々にご参加頂きました。

説明会では様々なご意見を頂きましたが、ここで主なご意見と、そのご意見に対する本市の考え方をご説明いたします。

まず間形坂元線についてのご意見です。意見の要旨としましては、間形地区内の生活道路に通過交通が流入しているという状況から、その対策として、都市計画道路 間形坂元線を整備してほしい。というご意見でございました。

このご意見に対する、本市の考え方についてですが、当該地区周辺の現状として、国道2号線が東行き一方通行であることに伴い、市の中心部から北西部へ移動する車は、ご覧のような1ルートに限られるため、渋滞を避けようとする車が、間形地区内の生活道路を抜け道として利用する実態が見受けられます。このような現状から、先ほどのようなご意見を頂いたと、本市も認識しています。

間形地区内へ流入する通過交通は、近々整備予定がある国道2号線の4車線化（相互通行可）により、幹線道路による複数のルートが確保されるため、これらの幹線道路にて処理されるものと考えており、将来交通量推計の結果からも確認している次第です。

また、間形坂元線沿線では、現在、閑静な住宅街が広がっておりますが、仮に間形坂元線を整備した場合、住宅街に通過交通を呼び込むことになり、現在の住環境を脅かすことにもなりかねます。

よって、通過交通対策につきましては、今後整備される幹線道路にて、抜本的に改善すべきと考えています。なお、当面の間の安全対策については、地元町内会と協議して参りたいと考えています。

続きまして、南備後稲屋線についてのご意見です。意見の要旨としましては、ご覧の稲屋地区におきまして、都市計画道路は廃止してもよいか、緊急車両が通行可能な南北方向の道路が無いという状況から、都市計画道路の代替として、6m程度の地区内道路の整備を求めるとのご意見を頂きました。

ご要望の南北方向の道路につきましては、単なる道整備ではなく、地元の方々と共に進める「稲屋地区のまちづくり」によって対応すべき課題だと考えています。

すでに、地元町内会の皆様と「稲屋地区のまちづくり」について検討をすすめるべく準備しており、本市としましては地元町内会と引き続き協議してまいりたいと考えています。

続きまして、加古川駅南線についてのご意見です。意見の要旨としましては、将来加古川町粟津周辺については人口が増加し、それに伴って交通量の増加も予想されることから、加古川駅南線を存続すべきとのご意見を頂き、併せて、加古川市としての人口増加施策として、都市計画道路の整備が必要とのご意見を頂きました。

このご意見につきましては、先ほどもご説明したように、交通機能については、並行する道路により処理が可能であることを確認しており、また、人口増加施策については、都市計画道路の整備のみではなく、市の施策全体で総合的に検討していくべき課題だと認識しています。

その他ご意見といたしましては、長期に渡る権利制限に対する補償、税の優遇を求めるとのご意見や、都市計画手続きの期間短縮についてご意見を頂きました。

都市計画制限に対する補償については、補償が出来かねる旨を説明しており、今後も丁寧な説明を心がけてまいりたいと考えています。

また、廃止に係る都市計画手続きの期間短縮につきましては、兵庫県と調整を行い、可能な限り早期の都市計画決定を目指して事務を進めているところです。

それでは最後に、「今後の予定について」ご説明します。

本日、本審議会において、都市計画道路の変更案についてご説明いたしました。

今後の予定につきましては、加古川駅南線の兵庫県決定案件と間形坂元線外5路線の加古川市決定案件とで、ご覧のように都市計画手続きが異なります。

兵庫県決定案件につきましては、本日ご説明した都市計画案の内容で県に対し申し出を行い、県により都市計画原案が作成されます。

その後、8月中旬より2週間、加古川市決定案件と同時に、都市計画法に基づく案の縦覧及び意見書の受付を実施いたします。

縦覧にて頂いたご意見に対する本市の考え方を取りまとめたのち、市決定案件については、10月開催予定の市都市計画審議会にお諮りしたいと考えています。

兵庫県決定案件につきましては、11月開催予定の県都市計画審議会に諮り、承認を頂いたのち、加古川市決定案件と同時に、来年1月の都市計画決定の告示を目指し、事務を進めてまいりたいと考えています。

以上で、事前説明第1号及び事前説明第2号の説明を終わります。

会長：

ただいまの説明に関しまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

委員：

加古川駅南線は一部区間の廃止ということだが、加古川駅南線として存続するのは、整備済み区間全てか。

事務局（都市計画課：村津課長）：

加古川駅南線につきましては、現在、加古川駅南広場から粟津神社までの間が整備されており、今回廃止する区間は、国道2号線から尾上町今福までの区間となっています。

国道2号線から粟津神社の間については加古川駅南線として整備済みですが、都市計画道路は都市計画道路で繋ぐという、都市計画道路のネットワークの観点から廃止としています。

委員：

ということであれば、整備済み区間である国道2号線から粟津神社までの区間は都市計画道路ではなくなるということか。

事務局（都市計画課：村津課長）：

都市計画道路ではなく、ただの市道になります。

委員：

国道2号線との交差点付近における隅切りはどうなるのか。

事務局（都市計画課：村津課長）：

国道2号線との交差点における北側の隅切りについては加古川駅南線として存続、南側隅切りについては、今回廃止する区域になります。なお、この交差点は整備済みとなっております。

委員：

加古川駅南線は一部整備済み区間があったが、今回廃止するその他の都市計画道路は計画決定のみで、事業を実施した区間を廃止することではないのか。

事務局（都市計画課：村津課長）：

今回は都市計画道路の計画線を廃止することになりますので、現状のまま残ることになります。

委員：

事務局へのお願いが、いま懇切丁寧な説明を受けたが、この説明をする段階で、問題点があるのであれば、この点が問題ですと説明してほしい。そしてその問題に対する対応方針を説明してもらえればと思う。

事務局（都市計画課：村津課長）：

都市計画道路の廃止については問題ないと考えています。ただ、地元の方々より現状の道路の交通安全対策について色々ご要望を頂いておりますので、その点については関係部署に申し送りし、必要な箇所については整備を進めていきたいと考えています。

委員：

今回廃止ということだが、これまで長期に渡って権利制限を課していたことから、権利者のご協力があってこそ、この計画が今まで存続できたものである。

説明会の開催についてお聞きしたいのだが、計4回説明会を開催されているが、そのうち前半の3回については参加者が非常に少ない。そのような現状をうけ、要因を分析し手段の検討を行ったうえで4回目の説明会に臨まれ、このような数字となっていると思う。

なぜ前半の3回について参加者が少なかったのか、また4回目になぜ増えたのか、その要因についてどう分析されているのかお聞きしたい。

事務局（都市計画課：村津課長）：

前半の3回については、広報かこがわによる周知、関係町内会への回覧、またホームページの掲載等により周知しています。また関係町内会長へ個別説明をさせていただいたうえで説明会を開催しましたが参加者が少ない状況でした。

これを受けまして、4回目の開催にあたっては、関係権利者約520名への個別郵送し周知しています。周知の内容については今回説明した内容をペーパーにまとめ、読んでいただければ理解できる内容のものを送付しており、それで理解して頂いた方もいらっしゃると思います。

周知については出来る限りのことを実施させていただいて、4回目については多くの方々に出席頂いたと考えています。

委員：

廃止関係の案件については非常に重要な案件ですので、広報や町内会への回覧だけでなく当初から徹底した周知を図るべきではなかったのかと考えています。

事務が大変になるかと思いますが、今後は関係する地権者ひとりひとりに説明会の案内をして、そのうえで説明会に臨んでいただく。そして地権者のご意見を十分聞いて頂く。今後、そのような対応をして頂きたいとお願い申し上げたいと思います。

会長：

他にご質問、ご意見等は、ございませんか。

ご意見、ご質問等、無いようですので、事前説明第1号：東播都市計画道路の変更について（加古川駅南線：兵庫県決定）をお諮りします。

事前説明第1号について、原案のとおり作業を進めていただいでよろしいでしょうか。

各委員：（異議なしの声）

会長：

ご異議がないようですので、事前説明第1号については、原案のとおり作業を進めていただきます。

会長：

続きまして、「事前説明第2号：東播都市計画道路の変更について（間形坂元線外5路線：加古川市決定）」をお諮りします。

事前説明第2号について、原案のとおり作業を進めていただいでよろしいでしょうか。

各委員：（異議なしの声）

会長：

ご異議がないようですので、事前説明第2号については、原案のとおり作業を進めていただきます。

○報告第1号 ～ 第5号

（加古川市都市計画審議会等運営規定第2条第1項の規定により非公開）

連絡事項

会長：

以上で本日より予定をしておりました議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項がありましたら、よろしくお願ひします。

都市計画課（一井副課長）：

本日は慎重なご審議ありがとうございました。平成27年度第2回都市計画審議会ですが、10月6日（火）、15時00分から、この協議会室にて開催を予定しております。

委員の皆様におかれましては、ご多用とは存じますが、ご出席いただきますようお願いします。

会 長：

それでは、皆様、慎重なご審議大変ありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議会は、閉会とさせていただきます。